

# 福岡県公報

平成20年8月15日  
第2861号

## 目次

### 告示(第1344号 - 第1354号)

土地改良区の成立	(農村整備課)	.....	1
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	.....	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
町の町の区域の設定	(市町村支援課)	.....	3
市の町の区域の変更	(市町村支援課)	.....	6
市の町の区域の変更	(市町村支援課)	.....	6
正誤			
道路の供用の開始(平成20年7月福岡県告示第1218号)中正誤		.....	6

## 告示

福岡県告示第1344号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第3項の規定により公告する。

平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
前田土地改良区	平成20年7月31日

福岡県告示第1345号

解散した清算法人善導寺山川土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
緒方信正	久留米市太郎原町1964番地
樽海千尋	" 善導寺町飯田981番地1
田中早苗	" " 657番地
坂井初江	" 善導寺町与田441番地
坂井健旗	" " 779番地1
秋吉鐵生	" " 603番地
近藤公德	" 善導寺町木塚1552番地
森光征一郎	" " 643番地
高尾親男	" " 830番地1
田中義之	" " 1707番地1
田中信義	" " 1496番地
森光聖	" " 1910番地
高木太助	" " 1385番地
小屋松康信	" " 1294番地3
志波安夫	" 太郎原町1632番地2
鶴辰巳	" " 1663番地5
原口金利	" " 1624番地3

末安時春	〃	〃	1832番地
高田憲二	〃	〃	1778番地1
浅井慈然	〃	〃	1838番地1
大石廣義	〃	〃	1902番地内1
平田金次	〃	〃	1898番地1
廣田一義	〃	〃	1967番地
森博嗣	〃	山川町674番地	
緒方英徳	〃	山川神代2丁目6番地25号	

福岡県告示第1346号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成20年7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人よつば
  - (2) 代表者の氏名  
大庭 貴子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県太宰府市観世音寺3丁目10番1号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者や地域住民などに対して、障害児に対する適切な療育、正しい障害の知識の啓蒙、生き生きとした地域生活の場の提供、障害児・者福祉施設の運営や余暇活動の支援に関する事業及び就労支援などを行うとともに高齢者に

対する介護保険法に基づく事業などを行うことで、障害児のよりよい成長、自立及び、幸福な人生の創造、障害児・者や高齢者の福祉の増進や生き生きとして生活できるまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1347号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区	平成20年7月31日から 平成20年8月20日まで

福岡県告示第1348号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字峯ノ元2013番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市東区原田2丁目2番3号  
坂下 基

## 福岡県告示第1349号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡志免町片峰中央3丁目1845 - 102及び1845 - 185
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市南区大池1丁目18 - 23  
有限会社 山幸物産 代表取締役 山口 義宏

## 福岡県告示第1350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年8月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	吉富線 本耶馬溪	築上郡上毛町大字下唐原1082番4先から 築上郡上毛町大字下唐原1082番1先まで
豊前	吉富線 本耶馬溪	築上郡吉富町大字幸子452番1先から 築上郡吉富町大字幸子260番1先まで
豊前	寒田線 下別府	築上郡築上町大字伝法寺401番1先から 築上郡築上町大字伝法寺701番1先まで
豊前	寒田線 下別府	築上郡築上町大字伝法寺710番3先から 築上郡築上町大字伝法寺886番先まで

## 福岡県告示第1351号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字芥屋字芥屋1246 - 13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糸島郡志摩町大字芥屋908番地  
丸田 健次

## 福岡県告示第1352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、岡垣町長から岡垣町の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、平成20年10月6日から効力を生ずるものとする。

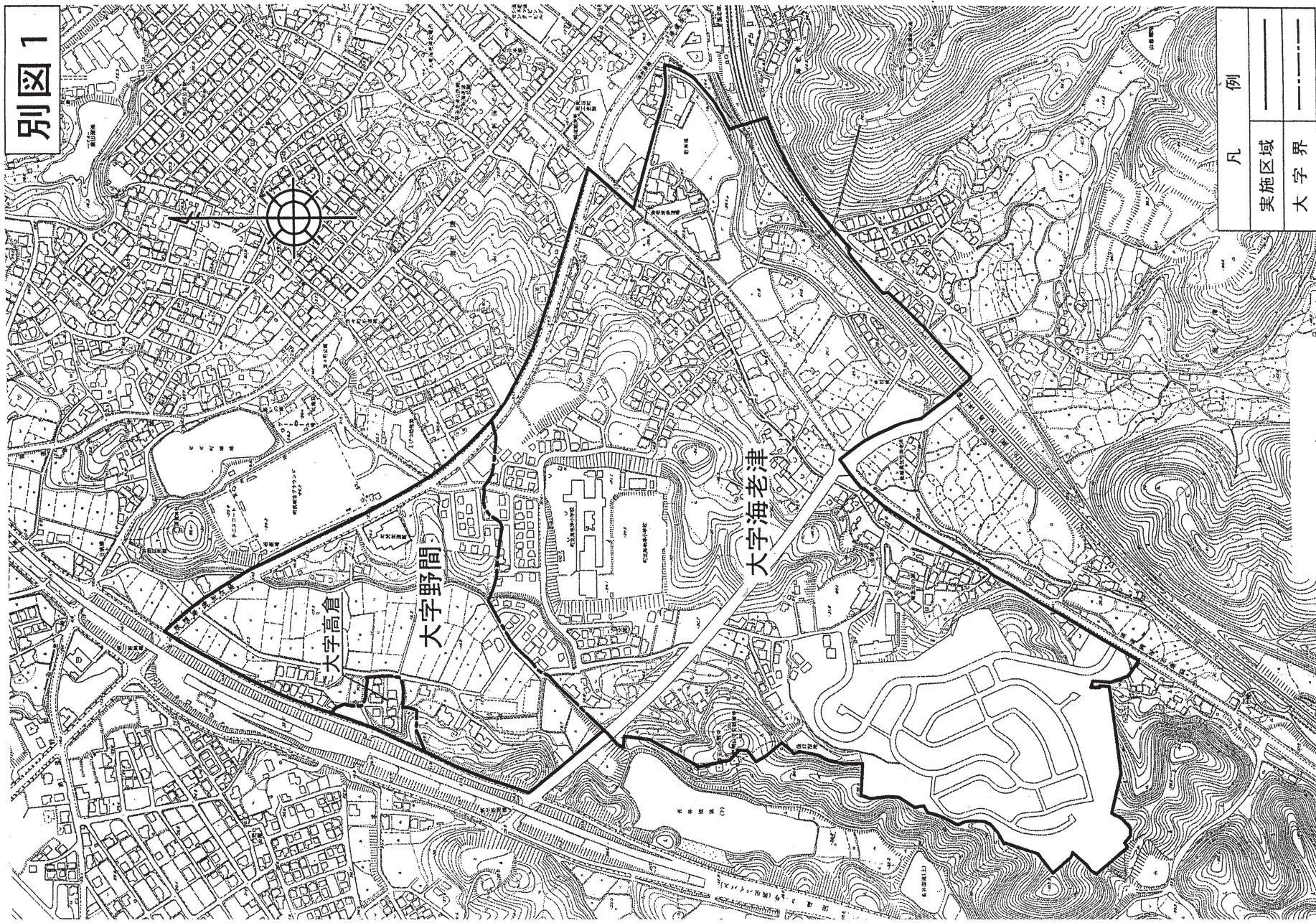
平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。

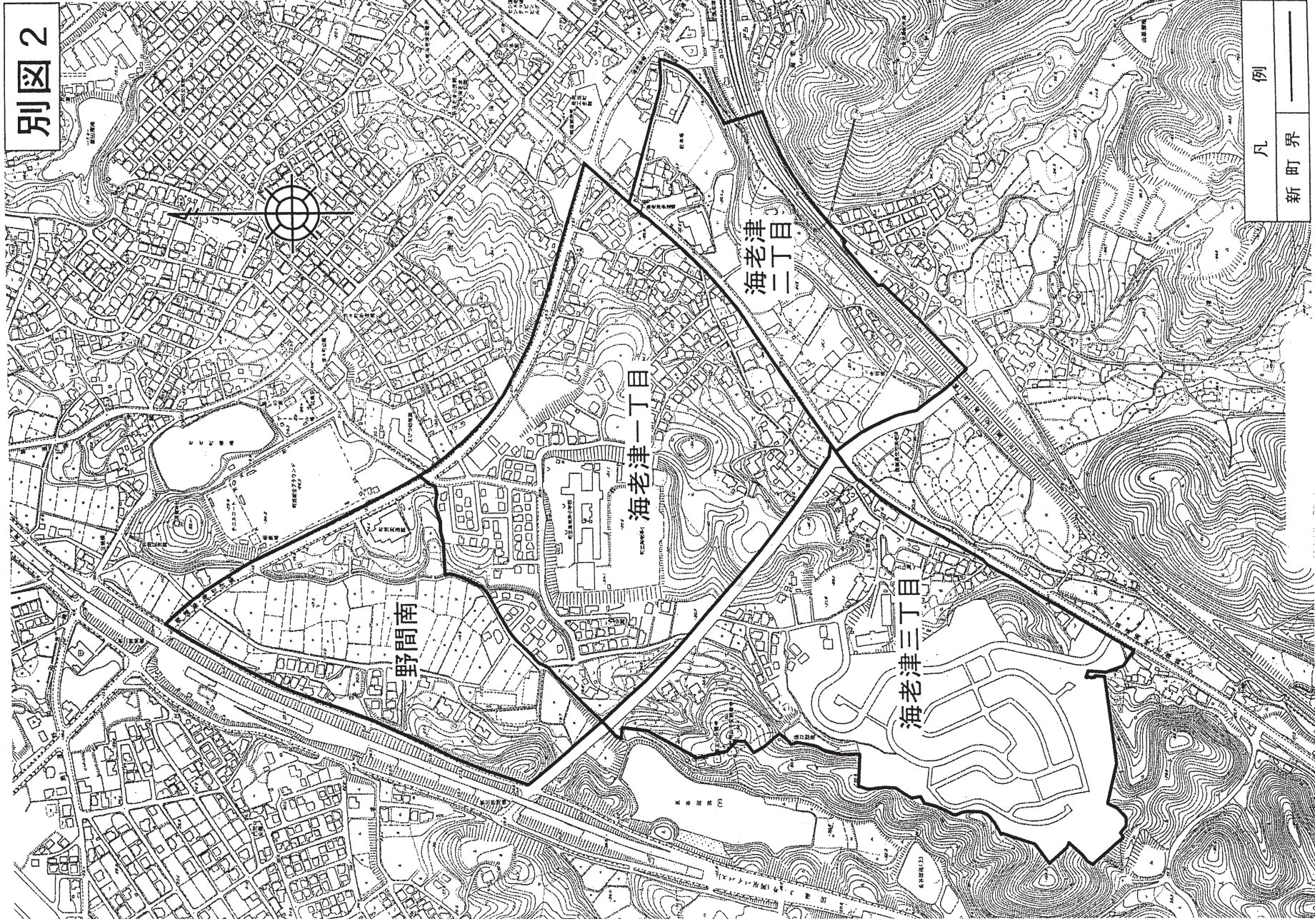


# 別図1





別図2



福岡県告示第1353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成20年10月1日から効力を生ずるものとする。

平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を八幡西区星ヶ丘五丁目に編入する。

区	町	地 番
八幡西区	湯野原二丁目	8の109、8の110、9の114、11の129、11の130、14の112、100の26から100の28まで

2 次の区域を八幡西区星ヶ丘六丁目に編入する。

区	町	地 番
八幡西区	湯野原二丁目	7の106、7の107

福岡県告示第1354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、直方市長から直方市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成20年10月1日から効力を生ずるものとする。

平成20年8月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を湯野原二丁目に編入する。

町	地 番
星ヶ丘五丁目	1の115、1の116、5の102、5の103、5の129、5の133から5の136まで、5の138、100の13
星ヶ丘六丁目	3の123、7の125から7の134まで、100の15

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20・7・18	2850	告 示	1218	7	○		表中	下伊良原 <sup>○</sup> 50番 <sup>○</sup> 2	下伊良原 <sup>●</sup> 50-2	
								表中	上伊良原 <sup>○</sup> 7番 <sup>○</sup> 1	下伊良原 <sup>●</sup> 7-1

